



栃木県公報

令和3(2021)年
1月8日(金)
号 外
第 1 号

目 次

訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正..... 1

訓 令

栃木県訓令第一号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年一月八日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和二十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表健康増進課の部を次のように改める。

健康増進課	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者等の療養のための宿泊施設における施設運営業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				早出勤	午前7時から午後3時45分まで	
				遅出勤	午前10時から午後6時45分まで	
				夜勤	午後4時から翌日午前9時30分まで	2時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(令 終)